

○被保険者の範囲について

(昭和一〇年三月一八日)

(保発第一八二号)

(各地方長官(東京府を除く)・各健康保険組合理事長あて
社会局保険部長通知)

改正健康保険法令中疑義事項左記の通り解釈決定相成候条此段及通牒
候也

記

一及二 削除

三 運送事業および土石、鉱物の採掘または採取事業における請負業者と事
業主に関する件

請負業者がその事業を自己の統制管理および計算の下に遂行し企業上
独立している場合は右請負業者を事業主として取扱うべきであるが(なる
べく労働者災害扶助法の取扱いを参考とすること。)請負制度が労務供給
上の一方法または賃金支払上の一形態と認められる場合においては右請
負業者を事業主として取扱うべきではないものとする。

四 運送事業に使用する被保険者の範囲に関する件

(イ)削除

(ロ)いわゆる運送取扱業(または運送仲介業)とも称すべき運送店に属
し自己が所有する自動車、荷牛馬車または荷車をもって運送労務に従事し
運送店との間に使用関係も賃金支払関係もない(配達先より受ける運送料
を自己の収入とする)者は独立の運送業者と認めるべきで被保険者となら
ないものとする。なお、仲仕組等と称し事実上の組合を組織し前述の方法
により運送労務に従事する者についても同様とする。

(ハ)運送店の支店または出張所にして四人以内の労働者を使用する場
合において、右支店または出張所が独立して運送事業を遂行し本店とは単
に資本的関係を有するに過ぎない場合は健康保険法の適用がないものと
するが、本店または他の支店、出張所と連絡を取り一団となって運送事業
を遂行する場合においてはこれら本店または支店、出張所に使用される労
働者を合計して五人以上になるときは健康保険法が適用され、その使用さ
れる労働者がたとえ四人以内であっても被保険者となるものとする。なお、
乗合自動車等運輸事業についても同様とする。

(ニ)運送事業に使用される者といえども貨物の存在する時のみこれに
従事し、貨物がないときは農業やその他の業務に従事するような常時運送
事業に従事しないものと認められる者は健康保険法施行令第九条(法第十
三条の二)に該当し被保険者とはならないものとする。

五 「トロツコ」による運送事業に対する健康保険法の適用に関する件

「トロツコ」による貨物の運送事業には健康保険法は適用されないものとする。ただし、「トロツコ」による貨物の運送が工場または事業場の作業の一部と認められる場合はこれに使用される者は被保険者となるものとする。

六 和服裁縫業に対する健康保険法適用に関する件

和服裁縫業における作業が教授を主としてこれに従事する者が職工と認められない者については健康保険法は適用されないものとする。